

農林水産省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 地域センターの設置

地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置すること。
(第十九条及び第二十二條關係)

第二 北海道農政事務所の分掌事務の見直し

北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌する旨規定の整備を行うこと。
(第二十一條第一項關係)

第三 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一條關係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。